

議案第 24 号

小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

このことについて、別紙のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 25 日

小城市教育員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日付での統括事務長の職務内容の変更に伴い、教育委員会の規程を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

小城市教育委員会事務専決規程（平成 18 年小城市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「副校長」の次に「、統括事務長」を加える。

別表第 2 中「事務長」を「統括事務長及び事務長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

小城市教育委員会事務専決規程（平成18年小城市教育委員会訓令第3号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(個別専決事項)</p> <p>第4条 教育部長、課長、学校長、副校長、事務長、幼稚園長及び保育園長が専決できる個別事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>個別専決事項</p> <p>1 ～4 （略）</p> <p>5 事務長 _____ の専決事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>(個別専決事項)</p> <p>第4条 教育部長、課長、学校長、副校長、<u>統括事務長</u>、事務長、幼稚園長及び保育園長が専決できる個別事項は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>個別専決事項</p> <p>1 ～4 （略）</p> <p>5 <u>統括事務長及び事務長の専決事項</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>6 （略）</p>